



調査報告

## ラムサール条約湿地・ウポ沼（大韓民国）の環境保全と住民

Residents and Environmental Conservation of the Upo Wetlands Ramsar Site, Republic of Korea

浅野 敏久・金 科哲・平井 幸弘・香川 雄一・伊藤 達也

ASANO Toshihisa, KIM Doo-Chul, HIRAI Yukihiko, KAGAWA Yuichi, and ITO Tatsuya

(2013年7月6日受付 2013年9月7日受理)

本稿では、韓国で2番目にラムサール登録されたウポ沼について、登録までの経緯とその後の取り組みをまとめ、沼周辺住民がそうした状況をどのように受け止めているのかを明らかにした。ラムサール登録されるまでの過程や、その後のトキの保護増殖事業の受け入れなどの過程において、ウポ沼の保全は、基本的にトップダウンで進められている。また、湿地管理の姿勢として、「共生」志向というよりは「棲み分け」型の空間管理を志向し、生態学的な価値観や方法論が優先されている。このような状況に対して、住民は不満を感じている。湿地の重要さや保護の必要性への理解はあるものの、ラムサール登録されて観光客が年間80万人も訪れるようになっていながらも、利益が住民に還元されていないという不満がある。ウポ沼の自然は景観としても美しく、わずか231 haほどの沼に年間80万人もの観光客が訪れ、観光ポテンシャルは高い。湿地の環境をどう利用するかが考慮され、地元住民を意識した利益還元や利益配分の仕組みをつくっていくことが課題であろう。

The Upo swamp, which was registered as a Ramsar Convention wetland in 1998, is the second Ramsar wetlands site in the Republic of Korea. This research aimed to clarify the process of Ramsar wetlands registration and the local governance established afterward for the environmental conservation of the Upo swamp, focusing on the impacts on local residents' livelihoods and their perception of the Ramsar registration.

In the process of the Ramsar registration as well as the crested ibis breeding grounds project, the conservation activities for the Upo swamp have been implemented in a top-down style. Moreover, ecological virtues have been overemphasized in the establishment of local environmental governance for the Upo swamp, paying little attention to coexistence with local residents. This has resulted in significant spatial segregation between the conserved Ramsar site (the Upo swamp) and the surrounding villages in the Upo area, although residents have interacted for hundreds of years with the Upo swamp for their livelihoods. The local residents have been frustrated by this bureaucratic protectionism. They agree on the importance of wetlands protection, although they feel that they have not sufficiently participated in the benefit sharing from the Ramsar registration, in spite of a huge increase in tourist numbers to about 800,000 per year. The potential for tourism in the Upo swamp is evaluated very highly, with its rich biodiversity and beautiful landscape. Benefit-sharing mechanisms with local residents should be established in the Upo area, while conserving its environmental virtues.

キーワード：ラムサール条約、自然保護地区、住民意識、ウポ沼、大韓民国

Key words: Ramsar Convention, nature conservation area, residents' perceptions, Upo wetlands, Republic of Korea

### I はじめに

2013年、大韓民国全羅南道順天（スンチョン）市で順天湾国際庭園博覧会が開催された。順天湾は国内4番目に登録されたラムサール条約湿地で、韓国では、ラムサール条約登録を地域活性化に結びつけた成功例と評価されている（浅野2013a）。干潟とヨシ原を中心とした湿地に、年間300万人近い観光客が訪れており、今回の庭園博覧会は湿地の保全と都市開発を結びつける契機の一つとして位置づけられている<sup>1)</sup>。ま

た、ラムサール条約湿地ではないが、かつて大規模干拓事業の是非をめぐって大きな社会問題になったセマングム湖やシファ湖も、いまや年間数百万人規模の観光客が訪れる場所になっている（浅野ほか2011）。これらの例にみられるように、韓国では、湿地が人気のある観光地になっている。

ラムサール条約は湿地の保全に関する条約であるが、最近では湿地の利用が重視されるようになっていっている。湿地の利用をどうイメージするかは、国や地域によって大きく異なるものの、地球サミットなどで「持

持続可能な開発」や「グリーン経済」が謳われることと歩調を合わせて、積極的な利用が想定されるようになっていく。これは、ラムサール条約に限らず、世界遺産やユネスコのエコパーク、さらには地理学が関心を寄せるジオパークも同様である。たとえばジオパークでは、世界ジオパークへの認定基準として、経済的な効果を生むことが重視され、利用価値を高めることでジオサイトの保全につなげることが意識されている<sup>2)</sup>。

もともとラムサール条約は、水鳥を食物連鎖の頂点とする湿地の生態系を守ることを目的としてつくられた条約で、1971年に署名が開始された(1975年発効)。現在では、保全する湿地の対象を拡張し、条約のミッションを「the conservation and wise use of all wetlands through local, regional and national actions and international cooperation, as a contribution towards achieving sustainable development throughout the world (世界全体の持続的な発展に寄与するものとして、あらゆる湿地の保全と賢明な利用を、地方、地域、国、それぞれのレベルでの行動と国際協力により実現すること)」(Ramsar Convention Secretariat 2011: 7)と謳っている。

筆者らは、日韓のラムサール条約湿地について、それぞれの保全・利用状況や登録の経緯などを調べてきた<sup>3)</sup>。その成果は随時公表しているが(浅野2013a, 2013b, 朝格吉楽図・浅野敏久2011, 浅野・林ほか2012, 浅野・光武ほか2012など)、本稿ではその一環として、韓国慶尚南道にあるウポ沼での調査結果を報告する。

ウポ沼は、1998年に韓国で2番目にラムサール条約湿地に指定された場所で、韓国でラムサール条約に社会的関心が集まった最初のケースとされる(中村2006)。韓国の第1号湿地は江原道の高層湿原・竜(ヨン)沼であるが、すでに天然記念物や自然生態系保護地域の指定を受けていて、トラブルも起こらず、そもそも高地の湿地のため利用者が少なく、知る人ぞ知る登録であったと、中村(2006)は紹介する。それに対して、ウポ沼はコハクチョウやヒシクイなどが越冬する重要な水鳥生息地であるが、洛東(ナクトン)江の氾濫原にあって遊水地的役割を果たすとともに、周辺農村の灌漑用水源にもなっていた。登録に当たって、自然保護団体や環境行政当局と住民との間の軋轢を乗り越えてきた場所である。当然、湿地の保全と活

用を、どのようにバランスを取りながら両立するのが課題になっている。ウポ沼もラムサール登録後に観光客が急増し、今も多くの観光客が訪れているが、本稿冒頭に記した順天湾と比べると来訪者は少なく、地域への経済的な還元も十分ではないようで、住民には不満がある<sup>4)</sup>。

本稿では、ウポ沼のラムサール登録の経緯、保全と活用の具体的な進め方を明らかにするとともに、ラムサール登録に対する住民意識について報告する。そして、それらに基づき、ラムサール条約湿地における行政、自然保護団体、地域住民の関係、または、湿地の保全・活用における地域住民の位置づけを論じたい。そのことは日本の湿地保全を考える上での示唆につながる。なぜならば、浅野(2013b)に示唆したように、類似事例の対比において、生態学的な価値観のみが配慮されているような韓国の対応と、人文社会科学的な価値観を(相対的に)重視する日本の対応は、自然環境保全を考える上で重要な論点を含むからである。また、これに加えて、利用するようになったらマスツーリズムや積極開発を辞さない韓国の対応(浅野2013a, 浅野ほか2011)と、狭義のエコツーリズム的な対応や環境教育利用を主に想定する日本の対応(浅野・林ほか2012)の対比も、保全と利用をめぐる議論への示唆(問題提起)があると考えられる。ただし、本稿の主目的は、このような議論の展開を意識しつつ、その参考となりうるウポ沼での調査結果を示すことである。

現地調査は、2010年8月4日と2011年8月29日、30日、2012年2月13日の4日間でいった。2010年は、ウポ沼生態館や昌寧(チャンニョン)郡など行政関係担当者、および世津(セジン)里<sup>5)</sup>の里長等へのインタビューを行い(調査者側は7人)、2011年は、調査員8人<sup>6)</sup>が4班に分かれて住民27人への聞き取り調査を行った<sup>7)</sup>。2012年は環境運動の活動家から現地で話を聞いた(調査者2名)。

その他の情報源として、現地で収集した文献やパンフレットなどのほか、ウポ沼生態館や昌寧郡などの行政関係のウェブサイト、「青いウポの人々」など環境団体のウェブサイトからの情報を積極的に利用した。また、その他の韓国内の湿地調査時に、ウポ沼を外都者がどう評価しているのかという情報を随時収集した。

本報告では、IIにおいて韓国のラムサール条約湿地の概況とウポ沼の保全・活用の現状についてまとめる。IIIでは2011年に行った住民への聞き取り調査の結果をまとめる。IVでは、これらをもとにラムサール条約登録を背景とした環境管理と住民の関わり方について論じる。

## II ラムサール条約湿地・ウポ沼

### 1. 韓国のラムサール条約湿地

韓国は1997年にラムサール条約に加盟した。2013年5月1日時点で、18カ所が国際的に重要な湿地として登録されている(図1、表1)。総面積は17,704 haに及ぶ。韓国では、1999年に湿地保全法を制定し、湿地保護地区を設定するようになった。湿地を内陸湿地と沿岸湿地に分け、前者を環境部、後者を国土海洋部(2008年までは海洋水産部)が所管している<sup>8)</sup>。登録湿地数は、年々増えており(図2)、今後も増やされていく方向にある。

韓国は、2008年に慶尚南道の昌原(チャンウォン)

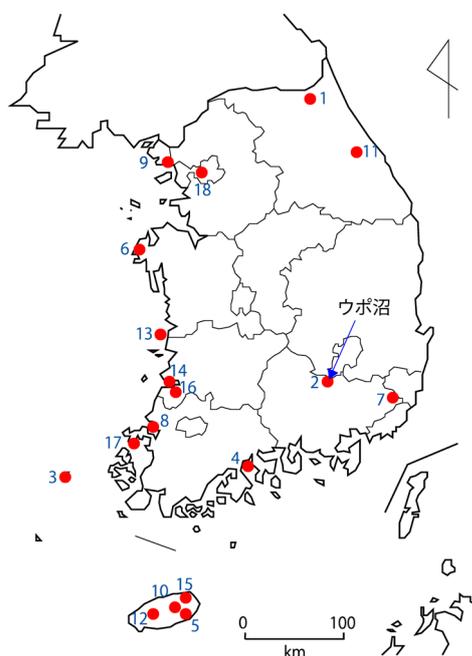


図1 韓国のラムサール条約湿地(2012)

Figure 1 Ramsar site in Korea (2012)

資料: ラムサール条約事務局のRamsar sites Database (<http://www.ramsar.org>, 2013年6月12日検索)の経緯度情報より作成。

で第10回ラムサール条約締約国会議を開催するなど、国際的な湿地保全で積極的な役割を担うようになった。2009年には、ラムサール条約事務局の東アジアの拠点となるラムサール地域センター東アジアを開設し、条約に関する国や自治体、民間団体、研究者などの国際的ネットワークづくりに関する業務を行っている。

昌原での締約国会議では、湿地と健康などのテーマで議論が行われた。特に、湿地としての水田の生物多様性を増加させることが決議された。そこでは、水田をラムサール条約の保全対象とすることで、水田の生態系的価値についての認識を深め、持続可能な農法を通じて水田における生物多様性を増進させようとする

表1 韓国のラムサール条約湿地(2012)

Table 1 Ramsar site in Korea (2012)

No.	湿地名	登録年	面積 (ha)	特徴
1	デアン山ヨン沼	1997	106	高層湿地
2	ウポ沼	1998	854	後背湿地
3	ジャンド湿地	2005	9	高層湿地
4	スンチョン湾	2006	3,550	干潟・河口
5	ムルヤンガリ・オルム	2006	31	小さい火口
6	テウウン湿地	2007	6	潟湖
7	ムジュチ沼	2007	4	高層湿地
8	ムアン干潟	2008	3,589	干潟
9	カンファ島ヒメバイカモ群落地	2008	0	植物群落地
10	ムルジャンオリ・オルム	2008	63	小さい火口
11	オデ山国立公園湿地	2008	2	高層湿地
12	1100高地湿地	2009	13	高層湿地
13	ソチョン干潟	2010	1,530	干潟
14	コチャン・プアン干潟	2010	4,550	干潟
15	トンベクトン山	2011	59	水源涵養地
16	ウンゴク湿地	2011	179	低層湿地
17	ジュンド干潟	2011	3,130	干潟
18	ハン江バムサム島	2012	27	川の中州

資料: 図1と同じ。

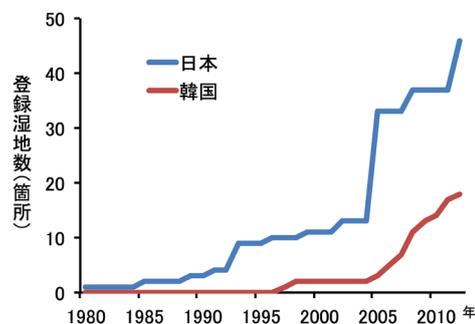


図2 日韓の登録湿地数の推移

Figure 2 Transition of the Ramsar sites in Japan and Korea

資料: 図1と同じ。

内容が盛り込まれた。湿地としての水田を重視することに、日本も積極的に関与しており、2010年の生物多様性条約締約国会議（名古屋）での「SATOYAMA イニシアチブ」の提案や、2012年のラムサール条約締約国会議で追加された水田関連の決議文などに反映されている（浅野・光武ほか2012）。

水田が強調されるのには、単に湖沼や河川を対象にするだけでは湿地保全を実現できず、流域規模での対応が必要という考え方や、水田そのものが生物多様性を育む場として重要であるとの考え方が反映されている。特にモンスーンアジアの稲作地域のように原生自然ではなく二次的自然が卓越するところでは、水田は地域を特徴づける主要な湿地であり、その保全が重要な課題になる。そのため、日本や韓国などを中心に水田や里山といった二次的自然の価値や保全の必要性がアピールされるようになってきている。

2012年の締約国会議では、コウノトリの野生復帰を進め、それを地域づくりと結びつけてきた兵庫県豊岡市の「円山川下流域・周辺水田」が新たにラムサール条約湿地に登録され、宮城県の「蕪栗沼および周辺水田」に続き、日本で「周辺水田」を登録名とする2例目になった。今後も生物多様性の観点から水田を評価する傾向が続き、それを農業振興や地域づくりに取り入れる試みは広がるであろう。これは韓国も同様で、本稿で取り上げるウポ沼はその代表的な事例である。

韓国はラムサール登録湿地を増やしており、水田のような新たな生態系的価値を強調する流れにも乗っている。一方で、地方自治体による場所マーケティングの意識が高く、ラムサール登録と地域活性化を結びつけることに力が入れている。これは、保全のための制度という認識が強く、地域活性化と結びつける実践があまり盛んでない日本のラムサール条約湿地と対照的である（浅野・林ほか2012）。日本でいえば、登録されることで、地元の観光振興への期待が高まり、官民あげての新たな施策や事業が試みられ、実際に多くの観光客が訪れるようになる世界遺産やジオパークなどと似ている。このことについては、日本のラムサール条約湿地でこれまでそういう動きが起きなかった方が特異なのかもしれない。

さらに、韓国ではラムサール登録をより政治的な意

味合いを込めて利用する可能性がある<sup>9)</sup>。図1の湿地分布からも読み取れるが、西南海岸と済州島に韓国のラムサール条約湿地は集中する傾向がある。このうち西南海岸に関しては、ラムサール条約で実績をつくって、世界遺産登録にまでつなげようとする動きもある<sup>10)</sup>。

## 2. ウポ沼の湿地保全と活用の現状

### 1) ウポ沼の概要

ウポ沼（図3、図4）は、洛東江中流域に位置する後背湿地群で、韓国最大の自然湿地とされる<sup>11)</sup>。ウポ沼はそれら湿地群の総称であり、主にウポ、モクポ、サジポ、チョグチボル等の沼がある。ウポ沼はラムサール条約登録する際の湿地群の総称であると同時に、その中で最も大きな1つの沼の名称でもある。以下では、総称の場合はウポ沼、1つの沼の場合は、現地での表記にならって、「沼」を付けずにウポと表記する。

ウポ沼は、生物相が豊富で、渡り鳥の重要な中継地・越冬地になっているほか、魚類や水生植物など生息地としても価値が高い<sup>12)</sup>。水域231 haとその周辺の水田などをあわせた854 haがラムサール条約湿地として登録されている。なお、生息する動植物種は日本と共通するものが多く、特に渡り鳥は日本も韓国も重要な渡りルートの一部になっており、国際的な生息地保全が求められている。前述したように韓国で2番目に登録された湿地で、年による変動があるものの、年間80万人近い来訪者がある（図5）。

### 2) ラムサール登録までの経緯

表2にウポ沼の保全の略歴をまとめた。ウポ沼の自然の価値は古くより認識されており、日本の植民地支配下の1933年、ウポ沼は、朝鮮宝物古蹟名勝天然記念物保護令（総督府令第136号）による天然記念物（以下、天然記念物）15号に指定された<sup>13)</sup>。しかし、沼が天然記念物に指定される一方で、沼の周辺では農地開発が並行して行われた。1930年代にウポ東岸に大堡（テデ）堤防が築かれ、沼の東側に広がる湿地の開墾が進んだ。これにより沼・湿地の面積は3分の1ほど縮小したとされる<sup>14)</sup>。この堤防は、その後、さらに嵩上げされ強化されていく（図6、図7）。2004年の洪水後に行われた決壊補修・嵩上げ時には、住民と自然保護団体との激しい対立があり、一部の自然保護団

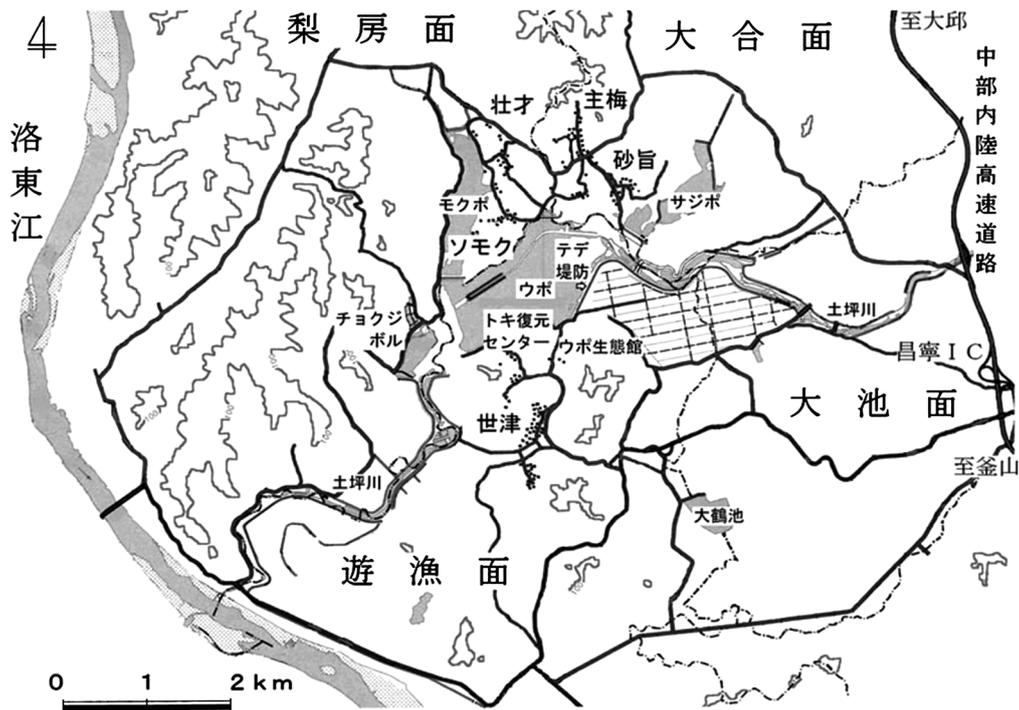


図3 調査対象地 (ウボ沼)

Figure 3 Study area (Upo swamp)

資料: 5万分の1地形図 (昌寧, 2010年修正) やウボ沼の解説地図等により作成.



図4 ウボ沼の景観

Figure 4 Landscape of Upo swamp

資料: 2010年8月4日, 浅野撮影.



図5 ウボ沼来訪者数の推移

Figure 5 Transition of Upo swamp visitor number

資料: 韓国文化観光研究院の観光知識情報システム (www.TOUR.go.kr, 2013年6月12日検索) による.

体が村から追い出されるということになった<sup>15)</sup>.

天然記念物に話を戻すと, 文化財保護法令は, 1945年の独立後もしくは効力を持続するものとされたが (丁2013), 1962年に文化財保護法が公布され, それを機に, ウボ沼は渡り鳥の飛来地として天然記念物に改めて指定された<sup>16)</sup>. しかし, 周辺の農地開発圧力が高まり, 近隣の多くの沼が農地になっていくなか

で, ウボ沼も開発対象ととらえられるようになっていく. 渡り鳥の飛来数が少ない (減った) という理由で, 1973年には天然記念物指定を解除されてしまう. そして, 沼の埋立工事が試みられた. しかし, ウボ沼では, 水深が深すぎるなどのために埋め立てが難航し, 経済的な理由から, 事業主体である農漁村振興公社は事業を精算せざるをえなくなった.

その後は, 特に開発されずに沼として存続してきたが, 1987年にウボ沼の自然生態系調査が環境部によ

表2 ウポ沼保全の略歴

Table 2 Brief history of Upo swamp conservation

年	月	出来事 (●は全国的な出来事)
1933	—	ウポ沼が天然記念物に指定される(日本による)
1930年代		テデ堤防築堤, 農地造成が進む
1962	1	●文化財保護法制定
1962	12	渡り鳥の飛来地として天然記念物指定
1972	7	天然記念物指定を解除
1978~79		農漁村振興公社が沼の清算
1991	12	●自然環境保全法制定
1993	6	環境部が生態系監視地域に指定
1997	7	昌寧環境運動連合設立
1997	7	自然生態系保全地域に指定
1997	7	●韓国がラムサール条約に加盟
1997	10	環境団体「青いウポの人々」設立, ウポ自然学習院開所
1988	3	ラムサール条約湿地に登録
1999	2	●湿地保全法制定
1999	2	湿地保護地域に指定
1999	8	ウポ生態学習院(昌寧環境運動連合)開所
2004	12	ウポ沼生態景観保全地域に名称変更
2005	4	トキの保護増殖に向けた活動立ち上げ
2008	1	ウポ生態館が開所
2008	5	昌寧郡教育庁がウポ生態教育院を開所
2008	8	●中国からトキ寄贈の覚書締結(胡錦濤→李明博)
2008	10	ウポ・トキ復元センターが開所
2008	10	ウポ沼でのトキの保護増殖事業開始
2008	10・11	●ラムサール条約締約国会議(COP10)が韓国で開催
2011	1	天然記念物(524号)に指定

資料: ウポ生態館のウェブサイト「ウポ沼サイバー生態公園」, 昌寧郡のウェブサイト「ウポのトキ」, 新聞記事などにより作成。



図6 大垓堤防

Figure 6 Taedae Bank

資料: 2012年2月13日, 伊藤撮影。

り行われ, 環境面からの関心が寄せられるようになる。環境部や自然保護団体が生態系の価値を評価する一方で, 地域住民は湿地の自然保護に関心をあまりもっていない<sup>17)</sup>。開発を試みるがうまくいかないの



図7 大垓堤防築堤後に造成された水田

Figure 7 Paddy field made after embankment of Taedae

資料: 2010年8月4日, 浅野撮影。

現状が維持されてきたのが実情であろう。1990年代に入ると, モクポ周辺で, 生活廃棄物処分場として民間事業者による埋め立てが行われかけた。

そのような中, 環境部や自然保護団体といった外部から, ウポ沼の湿地保全の働きかけがなされるようになる。環境部は1993年にウポ沼を自然生態系監視地域に指定し, 環境のモニタリングを継続的に行うことにした。自然保護団体は湿地保全のためのセミナーや公聴会を開催し, 意識啓発を進めていった。住民の中には, これに反発する動きがあり, 激しく対立する場面もあったらしい<sup>18)</sup>。基本的には, 住民の主張は, 生業に影響がないようにしてほしいという要望であり, 条件闘争的な側面もあった。保護行政サイドと住民との交渉の末, 1997年7月にウポ沼は自然環境保全法の自然生態系保全地域(854 ha)に指定された。同年同月に韓国はラムサール条約に加盟しており, ウポ沼の保全は条約批准と連動したものと推察される。地元の調整を行い, 沼と農漁業等の関わり方についての方針を決める作業を経た上で<sup>19)</sup>, 翌1998年に, 自然生態系保全地域854 haが, そのままラムサール湿地として登録された。韓国では, II.1.で記したように, 翌1999年に湿地保全法を制定し, 湿地保護地区を設けた。これにともないウポ沼は代表的な内陸湿地として湿地保護地区となった。

### 3) ラムサール登録後の取り組み

ウポ沼では, ラムサール条約登録後も, 湿地環境保全をめぐる新たな動きがみられる。大きなものとし

て、まず、ウポ沼およびその周辺を舞台として、トキの野生復帰事業が開始されたことがあげられる<sup>20)</sup>。韓国ではかつて中国から越冬してくるトキの群れが全国各地で見られていたが、第二次大戦後は滅多に見られない存在となり、1970年代には非武装地帯でわずかに観察される程度に減少した。1979年の板門店（パンムンジョン）付近での目撃を最後に国内での生息は確認されなくなった。国内では絶滅した鳥であるが、2005年から韓国内でトキの再生が検討されはじめる。この頃は、日本で日本最後のトキが死に（2003年）、中国から贈られたトキの繁殖に一層力が入られるようになっていた時期と重なり、中国からみれば、日本にも韓国にも同じようなトキ外交を展開していた時期にあたる。

2005年から研究者等の相互訪問が重ねられ、トキの寄贈と受け入れに向けての下地が整えられていく。2008年5月に胡錦濤中国国家主席（当時）が韓国を訪問した際、李明博大統領（当時）に韓国へのトキ寄贈を約束した。その後、急ピッチで受け入れ施設を建設し、10月に受け入れが実現した。トキの寄贈は韓中友好のシンボルとして行われた政治的意味合いの濃いイベントであり、話が持ち上がってからわずか3年間での出来事であり、日本でのトキ保護増殖の取り組みとは随分違う。

違う点の一つに、保護増殖を行う場所としてウポが選ばれた理由があげられる。日本では、トキにしても、野生復帰の先行例であるコウノトリでも、保護増殖を行っている場所は、最後まで生息が確認され、保護活動が行われていた土地（トキであれば佐渡島、コウノトリであれば豊岡市）になるが、韓国ではそのような「最後の生息地」といったこだわりはない。周辺に水田の広がるウポ沼の湿地環境がトキの保護増殖や将来の野生復帰に適しているという観点で選ばれている。ウポ沼においては、「かつて全国で観察されたのだから、ウポ沼にもいたに違いない」<sup>21)</sup>ということで、沼での生息を確認する根拠は必ずしもなく、そもそもそのようなことを問題にしていない。日本では、最後の生息地で、その土地の人達が保護活動を長年にわたって支えてきたことが、その土地の誇りなり責任感と結びついて、保護増殖・野生復帰の取り組みが進められてきた<sup>22)</sup>。トキは国の宝であると同時に、地域の

宝であり、土地の人々のこだわりはかなり強い。これに対して、韓国においてトキ（天然記念物198号：1968年指定）は、はじめから国の宝であり、民族の宝であるので、韓国内で再生されることが優先され、それが国内のどこであるのかは二義的ではない。むしろ保護増殖事業に適した環境であることが重要である。

このような国家と地域の関係は、トキに限った話ではなく、日韓の文化財（天然記念物も文化財）のとらえ方の違いとして指摘されている。岩本(2013: 20-25)は、出発点をほぼ同じくする日韓の文化財保護法において、現時点での最も大きな相違点は、文化財の概念規定において、韓国では文化財を「民族文化」というナショナルな「国家的、民族的遺産」とであると明示した点にあるとし、柳田民俗学の周囲論的解釈や地域類型論の視点、言い換えると「ローカルであること」に価値を見出す視点を、「民族分断」や「地域対立」の助長に繋がるとして、一切採用しない方法論を韓国民俗学はもっているという。すなわち、文化財の価値は国家や民族のレベルで与えられ、ローカルな固有性を強調しない姿勢があるということである。トキも天然記念物という文化財であり、それは韓国内で復元されることが重要であって、それがもともと韓国内のどこにいたか（少なくとも最後がどこなのか）は問題にならない。そもそもそこは非武装地帯なのでどうにもならないということもある。

現地での住民の話<sup>23)</sup>では、トキの受け入れ誘致について、韓国の大きな環境団体である環境運動連合が政治家に働きかけた、環境団体のリーダー（特に馬山（マサン）環境運動連合のリーダー）がキーマンとなってトキを誘致してきた、と考えられている。その真偽を確かめていないが、住民にはそういう認識があり、しかもそのことは好意的に受け取られていない。トキの保護増殖は住民にとって、明らかに突然降って湧いた話である。しかも、保護施設整備にあたって立ち退かされた世帯（15戸）もあった<sup>24)</sup>。さらに今後、保護区への立ち入り規制の強化や、野生復帰が試みられる際に、農作物の踏み荒らしや糞などの被害が予想されるが、現時点ではあまり考慮されていない。この地域において、トキの野生復帰は、地域の活動ではなく国家事業として進められている。この点、国の事業ではあるけれども、地方自治体の主体性や地域住民の



図8 ウポ・トキ復元センター  
Figure 8 Upo crested ibis restoration center  
資料: 2011年8月30日, 香川撮影.

参加が重視される日本のトキやコウノトリの保護活動とは違っている。実際の保護増殖活動は、ウポに面するウポ・トキ復元センター（図8）で行われている。活動を進める組織としてウポ沼トキ復元委員会（2007年結成）が研究者や学者を中心に組織され、活動を支える組織としてウポ沼トキ復元後援会がつけられている<sup>25)</sup>。この後援会には一般市民が参加できるが、保護活動への参加ではなく資金的な後援組織（一般会員は月1万ウォンか年10万ウォンの会費）で、会員のメリットは郡内の施設利用時に割引を受けられるというものである。

ウポ沼のラムサール登録後の動きとしても一つ、トキの野生復帰事業とは別に、ウポ沼が外部（海外）から注目されるようになったこととして、ラムサール条約締約国会議での「水田決議」があげられる。2008年<sup>26)</sup>に韓国の昌原（チャンウォン）で、第10回締約国会議が開催されるが、そこで採択された32本の決議の一つに、水田の持つ生物多様性の保全に果たす役割に注目した「湿地システムとしての水田における生物多様性の向上」が盛り込まれた(Resolution X.31)。これは「水田決議」と呼ばれ、この大会を特徴づける決議となった。この採択には日本も積極的に関わっており、ラムサール条約の価値体系の中に、東アジアの湿地を強調していくという思惑が反映されている<sup>27)</sup>。この傾向は2010年に名古屋で開催された生物多様性条約締約国会議における日本提案の「SATOYAMA イニシアチブ」にも引き継がれていくが、それはそれとして、

「水田決議」により、ウポ沼およびその周辺の環境は、東アジアを代表する湿地環境としての意味を付与されることになった。すなわち、水田は東アジアの特徴的な湿地として、世界的な湿地保全の観点からも重要な自然である。そして、数ある水田の中で、ラムサール登録されたウポ沼の周辺水田は、その代表的な存在である、と位置づけられるようになったのである。

これらのようにウポ沼の価値が高められてきたことを反映して、2011年にウポ沼は、また天然記念物（524号）に指定され、韓国民の貴重な文化財として返り咲くことになった。日本の支配下において指定されてから3度目の指定である。さらに今後は、沼の自然再生（農地を沼に復元する）事業も検討されており、まずは6ha程度から事業化され、60ha、200戸の農家を巻き込む事業が目論まれているらしい<sup>28)</sup>。

ウポ沼は、天然記念物制度が韓国内で整備される過程や、湿地保護制度が整備される過程において、常にほぼ最初の対象地として取り扱われてきた湿地である。しかし、その過程で、しばしば外部の評価と地域住民の考え方のずれが問題になった。ラムサール条約登録後には、新たにトキの野生復帰事業がこれまで同様にトップダウンで地域に持ち込まれた。また、住民目線のローカルな視点からではなく、東アジアの特徴的な湿地という文脈で、グローバルな観点から湿地の価値が語られるようになっていく。

#### 4) ウポ沼および周辺の環境保全の取り組み

次に、ウポ沼で行われている湿地の管理や利用の状況についてまとめる。ラムサールサイトとしてのウポ沼は、水域面積231haと周辺水田など623ha（計854ha）が対象になっている。保護区域を設定することに住民の抵抗があり、それへの対応の意味も含めて、保護区域内の農地の買い上げが国（環境部）によって行われている。186億ウォンの予算で保護区域内の農地・山林の40%が買い上げられた<sup>29)</sup>。保護地域内では、自然環境保全法や湿地保全法による開発規制が適応されている。開発行為は許認可制になり、開発許可が下りないこともある。農地の場合は、規制ではなく生産方法の改善やそれに対する補償が行われる<sup>30)</sup>。

農地は基本的に水田で米が生産されている。裏作として、タマネギやニンニクの生産が行われている。保護区内ならびに周辺の農地では、湿地の環境のために

減農薬・無農薬栽培が推奨されている。この米は「ウボ沼の良心」というブランド名で販売されているが、経済的なメリットは少ないとのことである<sup>31)</sup>。販売価格として、40 kgあたり2,000ウォン程度高く売れるが、減農薬・無農薬栽培による収穫の減収が、200坪あたり40 kg<sup>32)</sup>程度になる（慣行栽培なら200坪あたり400 kgの収量に対して減農薬だと360 kgに減ってしまう）ため、苦勞の割に儲からない。高く売れると書いたが、これは郡による減収補償としての米の買い取り制度<sup>33)</sup>と考えられるので、必ずしも付加価値がついているとはいえない。

また、ウボ沼限定ではなく全国的な制度であるが、韓国には生物多様性管理契約という仕組みがある<sup>34)</sup>。野鳥保護のために冬期にエサになる作物を栽培するように農家と結ぶ契約のことで、ウボ沼の場合でいうと、裏作で作付けしているタマネギとニンニクの栽培を、小麦や大麦に転換し、それを未収穫のまま冬期の渡り鳥の餌にするとか、収穫して鳥の餌にすることである。収穫物を行政が事前買い上げる方法（政府からの補助金）がとられている。すでに農地を買い上げたところでは、行政が人を雇って麦の栽培を行っている。それだけではなく、補助金を出して大規模な有機農業を推奨したり、同じく補助金を出して農地・畦畔の散乱ゴミの回収を行ったりするなど、環境対策が行政主導（国の予算）で行われている。

沼での漁業については、保護地区に組み入れる時点での専業漁家13戸には漁業を行うことが許可されたが、新規参入や跡継ぎは認めないことになっている<sup>35)</sup>。現在は8戸に減っている。ラムサール条約では湿地のワイズユースの一形態として、持続的な漁業を行うことはむしろ推奨されているが、ウボ沼では将来的に漁業を行わない方向で管理されている。現地で行われている漁獲方法が、伝統的な方法で行われているわけではなく、文化的価値もないからだと言明を受けたが、この点に関しては違和感を覚えた。実際に、2011年に聞き取りをした漁師の中には、漁業をめぐる環境について憤慨している人もいた。その人の場合は、保護区指定以前から経営している内陸での養殖業が不法操業として摘発されていて、訴訟になっていた。

周辺環境の管理や利用に関して、保護区域内での道路の舗装が認められないことに関しても住民の不満が

ある。観光客が集中する時期になると、交通面で住民の生活に支障が出ることもあるので、新たな道路をつけることも要求しているが、それも認められていない。

住民が観光に関わる場面として、ウボ生態館をターミナルとするレンタサイクル事業が、コミュニティの事業として取り組まれている。それ以上の取り組みは現時点ではないようであるし、道路の舗装問題にみるように新たに何かを造ることは容易には認められないと考えられる。一方で、簡単な直売施設がウボ生態館の敷地内にあるが、ウボ沼やラムサール条約湿地であることをセールスポイントにするような商品開発はなされておらず、農産物の直売を積極的に行う意思はあまりないようであった<sup>36)</sup>。その他、観光客も利用する食堂が沼の周囲に数軒立地している。

湿地を管理するために、郡は周辺地域から7名を雇って監視員として、違法行為の摘発を行わせている。これはウボ沼を保護湿地とすることと直結する数少ない地元住民の雇用といえる。

一方で、ウボ沼を活動の場として、環境教育を行う民間団体がいくつか存在する。梨房（イバン）面に拠点をもつ「青いウボの人々」や昌寧環境運動連合、馬山環境運動連合などである。これらは、地元住民ではなく外部の市民団体であり、自然観察や環境教育に関心をもつ人達を広範囲から集めている。学習観光やエコツーリズムという観点からみた集客効果は大きい。これらの団体と地域住民や地元自治体との間に密な関係はないようである。特に、先述の通り、洪水後の堤防再建設をめぐる、実行使を伴う対立にまで発展しており、学習観光が地域住民に経済的メリットをもたらす流れはまだできていない。

日本の保護地区の場合、実際にどこまで住民に配慮されているかは別として、少なくとも建前上は住民との共生が強調されている。しかし、ウボ沼の状況をみると、保護対象や環境は似ているのに、日本では、例えば豊岡市や佐渡島、蕪栗沼などでは「共存」型の環境管理が前提になるのに対し<sup>37)</sup>、ここ（あるいは韓国の保護地区）では、住民の立ち退きや漁業利用の将来的な放棄、自然保護のための生産方法の推奨など、「棲み分け」型の保護管理を志向する姿勢が感じられる。生態学的に適切と考えられる対応が、住民の都合や思惑より優先される形で実践されている。

### III ウポ沼に対する周辺住民の意識

#### 1. 周辺住民への聞き取り調査

以上のようにウポ沼の保全事業は、地域外からトップダウン的に降りてきて進められている。自然保護を主導する行政（国）や環境団体と、住民との関係は必ずしもよいわけではない。そこで本研究では、関係者からの聞き取りや文字情報の資料収集に加えて、周辺住民への調査票を用いた聞き取り調査をあわせて行った（調査方法はIに記載）。住民がこの地域での湿地保全をどう認識・評価しているのか、保全活動にどう関わっているのかを確認するためである。

ところで、この地域で住民の意識調査が行われるのは初めてではなく、先行研究として、ウポ沼生態館に勤務するノ・ヨンホ氏らが2005年に行った成果がある（Roh and Kim 2005）。その調査では、主梅（シュメ）地区、ソモク地区、壮才（ジャンジュ）地区の住民54名を対象とした調査票調査が行われた。その結果として、湿地を保護することについては理解を得ているが、住民に利益が還元されていないという認識がなされ、特に観光客が増えているにもかかわらず、住民の所得上昇には結びついていないことが明らかにされた。

今回の筆者らの調査では、狭義のウポ沿岸の3地区、大合（デハプ）面の主梅地区、梨房（イバン）面のソモク地区、遊漁（ユオ）面の世津（セジン）地区において、27名の方から話をうかがった。これらはいずれも昌寧郡の小集落である。狭義のウポは大合面、梨房面、遊漁面の3村に囲まれている。沼の北東岸に位置する大合面は、人口3,992人（2013年4月現在）<sup>38)</sup>の農村で、このはずれに位置する主梅地区（図9）は沼に面する集落である。ウポの上流側ではあるものの、ウポとサジポのつなぎ目に位置し、洪水を被りやすい。水辺に水生植物公園（湿地再生用地）が作られることになり、土地を提供させられている。ウポの北側から西側にかけては行政的には梨房面（人口2,778人）にあたる。この中のソモク地区（図10）は、ウポとモクポを分ける半島状の高台にあり、漁業者が集まっている。漁獲した魚を絞ってエキスを抽出してつくった健康食品の生産も行われている。ウポの東岸から南岸には遊漁面（1,949人）がある。その一集落である世津地区（図11）は沼の下流側に位置す

るが、それほど洪水被害を受けない。観光客がウポを訪れる際の玄関口に当たる集落である。観光客が増えることで日常生活に不便さを感じる可能性の高い地域



図9 主梅地区

Figure 9 Jumae village

資料：2011年8月29日、浅野撮影。



図10 ソモク地区

Figure 10 Somok village

資料：2011年8月30日、香川撮影。



図11 世津地区

Figure 11 Sejin village

資料：2011年8月30日、香川撮影。

である。今回の調査では、ウボを囲む3村から、それぞれ沼に面する1集落ずつを選んで行った。

## 2. 調査結果

### 1) 回答者の属性と生業

回答者の基本属性は表3のとおりである。27人のうち、男性19人、女性8人、30代が1人、40代が5人、50代が4人、60代以上が4人、70代が11人、80代が2人であった。主梅地区在住者が14人、世津在住者が8人、ソモク地区および他の梨房面の在住者が4人、その他郡内が1人<sup>39)</sup>である。農業従事者が18人、漁業従事者が3人、食堂や土産物屋などその他が6人であった。対象者のうちの若干名について、対象者のイメージを理解しやすくするために、家族構成や経営状況を紹介する。

主梅地区の専業農家であるJ3は高齢の夫婦のみの世帯で、経営耕地面積は3,300坪（水田1,200、畑300、

樹園地1,800坪）、畑ではニンニクやゴマ、樹園地ではカキやアンズを作っている。ウボの水辺に近い農地1,000坪を、水生植物公園建設用地に収用された。J3は主梅地区の調査対象専業農家の中では平均よりやや大きい程度の経営規模であった。また、この地区には公園用地として田を収用された農家が他にもおり、主梅地区の訪問先の14戸中3戸で農地が収用されていた。土地を取られたことに対しても、1坪10万ウォンという買取金額に対しても怒りを感じている人がいた。

主梅のJ4は、母と姉と自分の3人家族で営む食堂で働いている。以前は養殖場を経営していたが、一時廃業した後に再開しようとしたが建築許可が降りず、土地は畑にして、新たに食堂を行うことにした。観光客や公園建設の作業員などが客になっている。本人は別の働き先を探している。

世津地区は主梅より規模の大きな農家が多かった。

表3 調査対象者  
Table 3 Attributes of the surveyed

回答者	集落名	性別	年齢	同居家族数と構成 (本人以外)	職業	耕地面積 (坪=3.3m <sup>2</sup> )		
						水田	畑	樹園地
J1	主梅	男	84	2 (妻)	農業	1,096	900	20
J2	主梅	男	48	3 (弟2)	勤め人	0	0	0
J3	主梅	男	71	2 (妻)	農業	1,200	300	1,800
J4	主梅	男	33	2 (母, 姉)	観光	400	200	0
J5	主梅	男	67	3 (妻, 母)	農業	0	700	10,000
J6	主梅	女	72	1	農業	800	350	0
J7	主梅	女	67	2 (夫)	農業	1,500	600	0
J8	主梅	男	70	2 (不明)	農業	0	400	0
J9	主梅	女	43	4 (夫, 娘2)	農業	4,000	600	0
J10	主梅	男	72	2 (妻)	農業	0	800	0
J11	主梅	男	78	1	無職	1,500	900	400
J12	主梅	女	71	1	農業	2,000	500	0
J13	主梅	男	73	2 (妻)	農業	無回答	無回答	無回答
J14	主梅	女	49	2 (夫)	農業, 観光	3,000	2,000	0
Se1	世津	男	66	2 (妻)	農業	10,000	3,000	700
Se2	世津	女	57	2 (夫)	農業	4,400	1,200	0
Se3	世津	女	70	2 (夫)	元農業	0	0	0
Se4	世津	男	74	2 (妻)	農業	3,000	0	3,000
Se5	世津	男	80	2 (妻)	農業	0	0	400
Se6	世津	男	63	2 (妻)	農業	34,000	1,000	0
Se7	世津	男	46	4 (妻, 息子, 娘)	食堂	1,300	0	0
Se8	世津	男	52	3 (妻, 母)	農業	17,000	1,000	0
So1	ソモク	男	70	2 (妻)	漁業, 観光	0	0	0
So2	ソモク	女	57	2 (夫)	漁業, 農業	2,970	0	0
So3	梨房面	男	72	7 (妻, 息子2, 娘3)	漁業	0	0	0
So4	梨房面	男	51	3 (妻, 姉)	勤め人	650	400	0
O	昌寧郡	男	49	3 (妻, 娘)	自営業	0	0	0

資料：調査票調査により作成。

Se1は大きな農家のひとつで、夫婦のみ世帯であるが、水田10,000坪（うち4,000坪は借地）、畑と樹園地3,700坪を使っている。畑ではニンニクと大豆、樹園地ではカキを生産している。郡の指導に従い2,600坪で無農薬栽培を行っている。Se6は夫婦のみ世帯で、35,000坪（水田34,000坪）を経営する大規模農家である。Se8は夫婦と母との3人暮らしで、18,000坪の農地を経営し、畜産も行っている。この52歳のSe8はこの集落で最も若いということで、若い人はほとんど都市に出て行ってしまっている。

ソモク地区のSo1は夫婦のみ世帯で、漁業を中心として、民宿や魚の養殖・加工（魚を使った健康飲料生産）などを行っている。舟をもっているので沼で漁も行なう。So3はソモク在住ではなく主梅のある大合面の住民であるが、ソモクに職場がある。7人家族で自分たち夫婦も息子夫婦も漁業に従事している。So1と同じく魚の養殖と加工を行っている。沼での漁も行っているが、漁獲量は減っており、水質の悪化も感じている。

## 2) 沼や周辺環境との関わり

まず、洪水被害と獣害についての認識と農家において親環境農業（環境配慮型農業）の実施状況について尋ねた。洪水に対する認識は人によって異なり、2004年の洪水は共通して認識されているものの、洪水はその時だけと答える人もいれば、よく起きていると答える人もいた。特に特定の場所で溢れる、ウボよりサジゴで溢れやすいなど、いろいろな声が聞かれた。

鳥獣被害は、保護地区にされてから増えたと考えられている。鳥による被害より、イノシシの被害の方が大きい。世津地区でイノシシに荒らされたという畑に案内されたが、保護地区ができてイノシシを駆除できなくなったためか、高齢化により耕作放棄や集落周辺の草刈りができなくなってきたためにイノシシが出没しやすくなったかの判断はつかなかった。とはいえ、図12に示したとおり、この10年間の変化として鳥獣被害が増えたと答えた人が21人中18人に及んだ。

図12に関連して、親環境農業に取り組んでいる人は9人(37.5%)、必要性は感じるが取り組んでいない人が5人(20.8%)、取り組む予定がない人が10人(41.7%)であった。化学肥料使用量が増えたのは4人(18.1%)、変化なしが11人(50.0%)、減ったが7人(31.8%)、農薬の

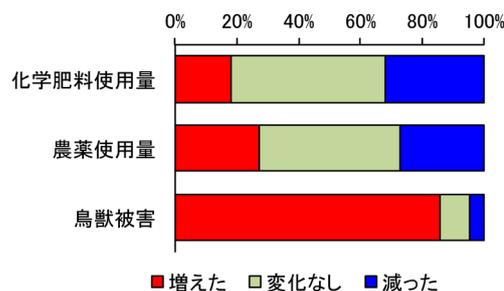


図12 営農と環境の10年間の変化  
Figure 12 Changes in 10 years of farming and the environment

資料：調査票調査により作成。N=22人。

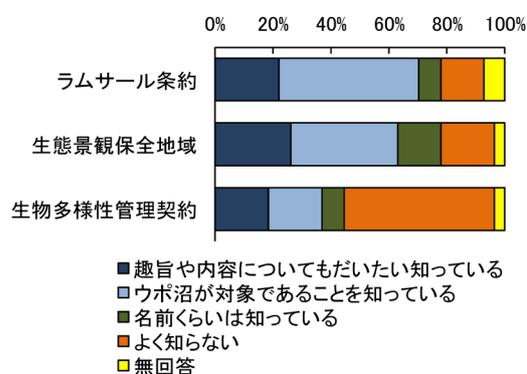


図13 ラムサール条約などの認知度

Figure 13 Awareness of the Ramsar Convention, etc.

資料：調査票調査により作成。N=27人。

使用量が増えたのは6人(27.2%)、変化なしが10人(45.5%)、減ったが6人(27.3%)であった。

## 3) 制度についての理解度および導入度

ラムサール条約や生態景観保全地域、生物多様性管理契約といった制度を知っているかという問いに対して次の結果を得た（図13）。ラムサール条約については、趣旨や内容をだいたい知っている人は6人(24.0%)、ウボ沼が対象であることを知っているのは13人(52.0%)、名前くらいは知っているが2人、よく知らないが4人であった。生態景観保全地域については、趣旨や内容についてだいたい知っている人は7人(26.9%)、ウボ沼が対象であることを知っているのは10人(38.5%)、名前くらいは知っているが4人、よく知らないが5人であった。いずれも7割以上が何らかの程度で知っているとの結果だった。

生物多様性管理契約については、趣旨や内容をだいたい知っている人は5人(19.2%)、ウボ沼が対象であ

ることを知っているのは5人(19.2%), 名前くらいは知っているが2人, よく知らないが14 (53.8%)人となり, 前2者と比べると知らない人が多くなった. 農家において, 実際に自分が契約を結んでいるかを別途尋ねたところ, 結んでいる人が5人(23.8%)で結んでいない人が16人(76.2%)であった.

ラムサール条約や生態景観保全地域になっていることは知っているが, 生物多様性管理契約は自ら契約していないと, よく知らないようである.

#### 4) ウポ沼に対する意識

あなたはウポ沼にどのようなイメージを抱くかという質問に対して (図14), もっとも多かったのは, 世界が認めた地域の自慢になる場所で12人(44.4%), ほぼ同程度で, 生活の基盤・生業のための場所と, 保全すべき場所が11人(40.7%)となった. 世界的に価値が認められており, それを保全すべきと考える人は少なくないが, 一方で生活の場であるという認識も強い. その他に, 子供のときの思い出の場所 (9人) や, 奪われた空間 (7人), やっかいな場所 (6人) のように現状を肯定的にとらえない回答もみられた. 特別の関わりや関心はない人も6人(22.2%)いた.

湿地保全と生活との関連で, 堤防に対する評価を尋ねた (図15). 洪水と氾濫があつてこそウポ沼の自然が守られてきたと考えるかという問いに対しては, そう思うが11人, ややそう思うが4人となり, 半分以上の人は, ウポの自然にとって洪水・氾濫が重要であることを認識している. 一方で, 自然は大切だが, 水害を抑えるためには堤防を新設したり, 増強したりすべきだと思うかとの問いに対して, 肯定的な回答は13人, 否定的な回答は10人となり, 評価は割れている. この問題をめぐっては, 実際に住民と自然保護団体との対立があり, 2004年の洪水後, 堤防強化に反対する自然保護団体を住民が追い出す出来事を経験しているにもかかわらず, 住民の中に堤防強化を否定的にとらえる人が4割近くいることは注目される. 湿地を保全することの重要性がそれなりに浸透しているといえるのではないだろうか.

#### 5) ウポ沼の保全のメリットとデメリット

沼がラムサール登録されることでの受益者は誰だと思うかとの質問に対して, 周辺住民と答えた人, 誰もいないと答えた人, よくわからないと答えた人はそれ

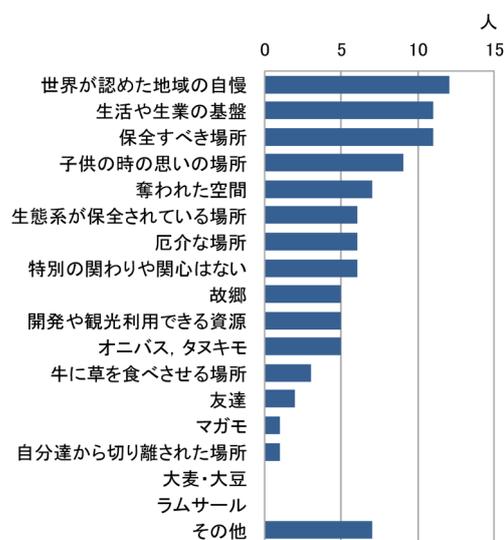


図14 ウポ沼のイメージ

Figure 14 Image of Upo swamp

資料: 調査票調査により作成. N=27人 (複数回答).

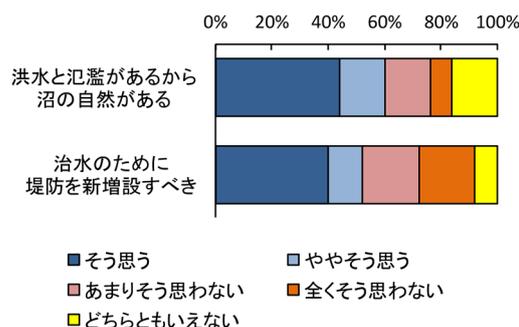


図15 堤防に対する評価

Figure 15 Evaluation of embankment

資料: 調査票調査により作成. N=25人.

ぞれ6人となり, 受益者が誰なのかは曖昧だといえる. 沼は世界的に貴重な存在であり, それを保全する必要性を理解しているが, それは誰のためになるのかがよくわかっておらず, 少なくとも自分たちではないという意識が強い. これは, 先に紹介したRoh and Kim (2005)が明らかにした結果と一致する. 質問票への回答とは別に, 会話をしている中で, 自分たちはカヤの外に置かれているという不満や, いろいろ制約されるばかりだという不満, 儲けているのは一部の人だという不満, 土地収用に対する怒りなどの声をずいぶんと聞いた. 保護地域となることに, 住民生活面でのプラスイメージはあまりない.

ウポ沼が保護地域になっていることと, 自分や自分

の家族との関わりがあるのかどうかについて尋ねたところ、関わりがあると答えた人が4人、少しあるが4人、あまりないが12人、全くないが4人となり、関わりのある人は多くないものの、3割近く存在している。その内容として、観光化による収入増を期待できる人がいる一方、環境客が増えて迷惑が増える（増えた効果が還元されない上に施策を要望しても応えても

られない）と感じている人、漁ができないといった制約を意識する人など、マイナス面での関わりを認識している人が多かった。

次に、ウボ沼の保全と関連して、具体的にどのような支障があるのかを尋ねてみた（図16）。最も多かったのが、昔のように沼の資源を利用できないことで11人(40.7%)、観光客が増えて農道利用に支障が出る

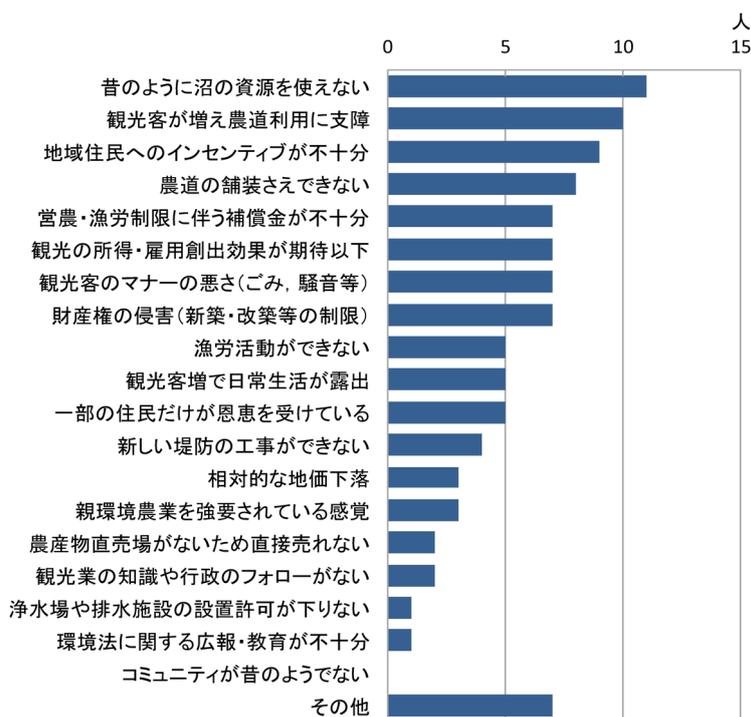


図16 ウボ沼保全と関連する支障

Figure 16 Difficulty related with Upo swamp conservation

資料：調査票調査により作成、N=27人（複数回答）。

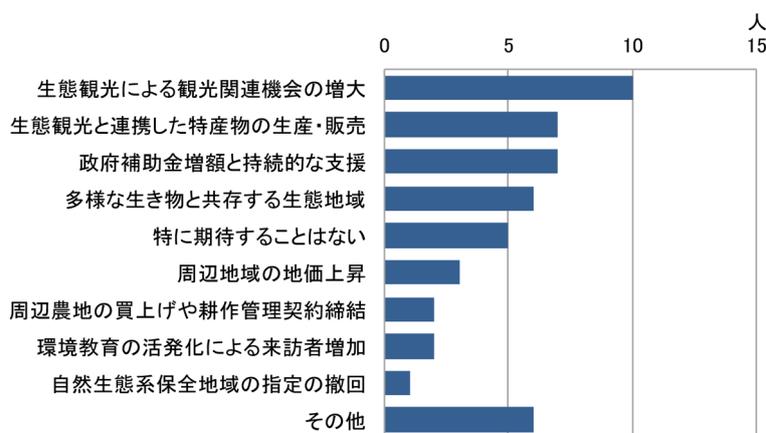


図17 今後のウボ沼への期待

Figure 17 Expectations for the future of Upo swamp

資料：調査票調査により作成、N=27人（複数回答）。

が10人(37.0%)と続いた。しかし、突出して多いものではなく、いろいろな問題がそれぞれに認識されている。大まかにいえば、沼の資源が使えない、生業上の制約を受ける、それに対する補償が十分でないという沼の資源利用に関する問題、堤防建設や建物の新築、施設整備が容易に行えない問題、観光客が増えることによる悪影響を受ける一方で住民に利益が還元されない問題が、同程度に認識されている。

不満は多いが、今後のウボ沼に期待することを尋ねたところ(図17)、次の結果となった。今後への期待としては、生態観光による観光関連就業機会の増大がもっとも多くて10人(37.0%)、生態観光と連携した特産品の生産・販売が7人(25.9%)となり、観光化による地域経済へのプラス効果を期待する意見が多かった。会話の中で出てきたことに、主梅で進められている水生植物公園に対し、土地を収用されて怒っている人がいる一方で、それによる集客増を期待する声も複数あがってきた。保護地域の指定解除を選んだ人は1人のみで、不満はあるものの沼を保全し、自然の豊かさを売りにした観光化を進める方向は支持されている。その効果が地元で現れるようになってほしいということであろう。その他、補助金の増額を求める一方で、農地の買い上げや生物多様性管理契約などを求める意見は少なかった。また、環境教育の活発化による来訪者の増加を求める意見は少なかった。

#### IV おわりに

本稿では、ラムサール条約加盟にあわせて登録された、韓国初期の登録湿地であるウボ沼について、登録までの経緯とその後の取り組みをまとめるとともに、沼周辺住民がそうした状況をどう受け止めているのかを調べた。

ウボ沼が渡り鳥の生息地として保護対象となるのは1930年代からと古い歴史を持っており、ラムサール条約登録もその延長線上にある。ただし、その学術的価値(文化財的価値)や生態系としての価値は、地域住民がウボ沼に対して抱いてきたものではなく、常に外から持ち込まれた評価である。沼は保護対象になると同時に、水田などの開発用地としても認識され、地域住民の立場からすれば生産・生業の場であり、開発

できるならしたい場所であった。1990年代になり、セマングム開発が大きな社会問題化したことなどを背景として、湿地環境への関心が急に高まると、ウボ沼の自然環境保全がクローズアップされた。

ラムサール登録されるまでの過程や、その後のトキの保護増殖事業の受け入れなどの過程において、ウボ沼の保全は基本的にトップダウンで進められている。トキの保護増殖では韓中間の外交的な関心と、外部の自然保護団体や国の環境行政当局の主導で事業が進められて、住民の中には立ち退かされた人もいる。湿地再生を目指して進められている水生植物公園整備でも優良農地を安く収用されたと怒りを露わにする人もいる。わずかな現地での観察・調査に過ぎないが、ウボ沼の保全活動に住民はほとんど関わっておらず、むしろ親環境農業や生物多様性管理契約が推奨されるように、後から協力を求められる存在になっている。

また、湿地管理の姿勢として、コウノトリやトキの保護活動において、日本では人間と鳥が同じ空間に共存する「共生」志向をもっているが、ウボ沼では「共生」志向というよりは、むしろ「棲み分け」型の空間管理を志向しているようにみえる。住民からの新たな施設整備を認めないこと、保護地域内の農地の買い上げやそこの野鳥保護のための麦栽培への転換、沼周辺での生物多様性管理契約、将来的な沼での漁業の廃止などをみると、保護地域内での住民の活動を抑制・排除しようとしていることがわかる。湿地の保全において、生態学的な価値観や方法論がかなり優先されているようにみえる。

その必然かもしれないが、このような状況に対して住民の不満がある。先行研究でも今回の調査でも明らかになったように、湿地の重要性や保護の必要性についての住民の理解はある。しかし、ラムサール登録されて観光客が年間80万人も訪れているにもかかわらず、その効果や利益が住民に還元されていないという不満がある。保護地域ゆえに生活道路などの整備が認められない一方、観光客が増えて、交通量の増大や農道利用の障害、ゴミの増加などの不便・不自由を強いられるといった観光の悪影響が意識され、利益を得ているのは一部の人だという声も聞かれる。実際に現地を観察しても観光客が地域にお金を落とすような施設や物産はほとんどみられなかった。住民の側も、レン

サイクル経営程度はしているが、観光客向けに特産品開発をするとか、グリーンツーリズムのメニューを提供するといった積極的な仕掛けはしていないし、しようともしていない<sup>40)</sup>。

また、湿地での環境学習を受け入れている施設や団体が域内に複数存在するが、それら環境団体と住民の関係は薄い(あるいは、よくない)。そのため、住民が環境団体と協働して、環境学習を志向する観光客を受け入れることにつながらない。ウボ沼は、エコツーリズムやグリーンツーリズムを展開する場としてポテンシャルは高いと思われるが、ウボ沼を訪れる人たちに学習サービスを提供しているのは環境団体であり、集客効果が地元還元される仕組みになっていない。

ウボ沼の自然は豊かで、景観は美しく保全され、わずか231 haほどの沼(周辺を含む湿地は854 ha)に年間80万人もの観光客を引きつけている。しかし、観光ポテンシャルは高いものの、地元住民に経済的メリットを感じさせる状況にはなっていない。

ラムサール条約湿地は、それをただ厳しく守るだけではなく、ワイズユースを図ることで地域住民に利益を還元し、湿地保全に対する理解を深め、住民が積極的に保全に協力・関与するようになることを狙っている。このことを考えに入れると、ウボ沼の現状はワイズユースが実現されているとは必ずしもいえない。今後の課題として、まず、今はつながりの弱い環境団体との関係改善を図り、エコツーリズムに住民がより積極的に関われるようにすることが考えられる。それと同時に、ウボ沼周辺の農村空間の観光化を、環境を損なわない形で進め、農産物の直売や農業体験プログラムの提供などを進めていくことも望まれる。

地域住民がエコツーリズムやグリーンツーリズムの担い手となり、周辺の農村空間の観光化ができれば、観光客にとっても訪問時の活動の選択肢が広がりメリットとなる。どのような取り組みであれ、ウボ沼のワイズユースにとって、地元住民を意識した利益還元や利益配分の仕組みをつくっていくことが課題ではなからうか。波及効果次第で住民の反応が違うのは、同じ国内のラムサール湿地である順天湾(浅野2013a)などをみても予想できる。

湿地を積極的に利用することは、ともすれば環境への負荷を増大させ、湿地保全の大きなマイナスになる

危険をとまなう。しかし、ウボ沼および他の湿地について考えるとき、しばしば保全は保全、利用は利用で議論され、施策が行われていることが多い。そのために、地域にメリットをもたらさなかったり、あるいはとんでもない開発がなされて自然が損なわれたりする。必要なのは、ラムサール条約の理念に基づいた「利用」の議論であり、ワイズユースとは何かについてのより積極的な議論であろう。

## 謝 辞

現地調査に際し、ウボ生態館のノ・ヨンホ氏ほか現地の多くの方の協力を得た。また、2011年の調査時には菊地直樹氏(当時兵庫県立コウノトリ郷公園、現総合地球環境学研究所)に同行いただいた。広島大学大学院生の徐載勝君、安哉宣君、李光美君には通訳ほかの協力を得た。ご協力いただいた皆さまに感謝の意を表します。なお、本研究の実施に当たって、平成22-24年度科学研究費補助金(基盤研究(B)『ラムサール条約湿地の保全と利用をめぐる政治地理学的研究』課題番号22320171: 研究代表者 浅野敏久)の一部を使用した。

## 注

- 1) 2011年9月1日、2012年9月12日の順天湾自然生態公園や順천시担当者からの聞き取りや順天国際庭園博パンフレット等による。
- 2) 世界ジオパークネットワークの“Guidelines and Criteria for National Geoparks seeking UNESCO's assistance to join the Global Geoparks Network”(http://en.globalgeopark.org/UploadFiles/2012\_9\_6/GGN2010.pdf (2013年6月22日検索))による。
- 3) 平成22-24年度科学研究費補助金(基盤研究(B)『ラムサール条約湿地の保全と利用をめぐる政治地理学的研究』)、平成19-21年度科学研究費補助金(基盤研究(C)『東アジアにおける湖沼と干潟の共有資源の管理システム』)などを行ってきた。
- 4) 2011年8月29日と30日に行った一連の聞き取りによる。
- 5) 韓国の行政区分として、郡・市の下に面(ミョン)がおかれている。その下の行政区分として里(リ)がある。いずれも自治権をもたない。本稿

- の調査対象地は里のレベルであり、面や里という単位を表記としてそのまま使っている。里は小字レベルの集落である。
- 6) コウノトリの野生復帰事業に関わっていた当時兵庫県立大学（県立コウノトリ郷公園）の菊地直樹氏に調査に加わってもらった。
  - 7) 2011年の調査時には調査票を作成し、それに基づく調査を行い、最低限の聞き取り項目を統一するように努めた。調査対象者は、事前に沼周辺の3地区を想定し、それぞれの地区から一定量の住民を選んで行おうとしたが、各地区からの対象者抽出がうまくいかず、当日在宅している家を探して、その場で調査協力の依頼をして歩く形になってしまった。そのため、地区選定のバランスは取れているものの、対象者の統計的な代表性を担保できなかった。そのため、データは地域住民全体の傾向ではなく、回答者内の傾向を示すものとなっている。対象者の抽出に問題はあるが、ラムサール条約湿地に対する住民意識についての情報は少ないので、当該地域の状況を知る上でも、他地域との比較のためにも、調査結果を示す意味があると考え、報告することとした。
  - 8) 韓国の中央省庁における「部」は日本でいえば「省」にあたる。本稿では「部」の表記をそのまま使っている。
  - 9) 世界ジオパーク登録では非武装地帯や竹島（韓国の主張では独島）を登録しようとするような、より顕著な事例があるが、ラムサール条約登録でも同様の使い方が可能といえる。
  - 10) Innolife.netの2011年2月11日付けの記事[http://contents.innolife.net/news/list.php?ac\\_id=13&ai\\_id=127529](http://contents.innolife.net/news/list.php?ac_id=13&ai_id=127529)（2013年6月10日検索）による。
  - 11) ウポ沼サイバー生態公園のウェブサイト（[http://www.upo.or.kr/01info/01\\_01.asp](http://www.upo.or.kr/01info/01_01.asp)（2013年6月10日検索））による。
  - 12) ラムサール条約登録に関する国際基準の基準1（代表的な湿地タイプ）、3（特定の生物地理区における動植物種の個体群を支えている湿地）、8（魚介類の重要なえさ場・産卵場・稚魚成育場）に該当する湿地とされる。Ramsar sites database: <http://ramsar.wetlands.org/Database/SearchforRamsar> sites/tabid/765/Default.aspx（2013年6月10日検索）による。
  - 13) 日本と韓国の文化財保護関連法の制定過程や相違について中村(2013)と丁(2013)に詳しい。制度的に日本の天然記念物とほぼ同じで、選定に当たって主に日本人学者の評価によっている。
  - 14) ウポ沼サイバー生態公園のウェブサイト（[http://www.upo.or.kr/01info/01\\_01.asp](http://www.upo.or.kr/01info/01_01.asp)（2013年6月10日検索））による。
  - 15) 2010年8月4日、2011年8月29・30日に行った一連の聞き取りに中で何度か耳にした話である。
  - 16) ウポ沼サイバー生態公園のウェブサイト（[http://www.upo.or.kr/01info/01\\_01.asp](http://www.upo.or.kr/01info/01_01.asp)（2013年6月10日検索））による。
  - 17) 現時点でも、保全のための規制に従い、施策に協力するものの、住民の中から沼の保全を訴え、活動をおこなっていない。ラムサール条約登録前にも住民主体の沼の保全活動はなかった。
  - 18) 2010年8月4日に行った世津里長からの聞き取りによる。
  - 19) 世津里長の話（2010年8月4日）によれば、ラムサール条約に反対していた地区の農地はその後、買い取りの対象となったといわれるほか、世津里では指定後の漁業継続の申請をしなかったため、沼で自由に漁ができなくなり、後に多少不満が出たそうである。
  - 20) 情報は2010年8月4日、2011年8月29・30日の現地での聞き取り、および昌寧郡の「ウポのトキ」ウェブサイト（<http://www.upoibis.net/main/> 2013年6月19日検索）の情報による。
  - 21) 2010年8月4日のウポ生態館での聞き取りによる。
  - 22) 最近では保護増殖に成功し、リスク分散のためにも生息地を広げるべく、新たな場所での保護活動が試みられるようになってきている。
  - 23) 2010年8月4日、2011年8月29・30日に行った一連の聞き取りによる。
  - 24) 2011年8月29日の住民からの聞き取りによると、対象者は補償金をもらって大邱（テグ）広域市などに移住したとのことである。
  - 25) 昌寧郡の「ウポのトキ」ウェブサイト（<http://www.upoibis.net/main/>

- ww.upoibis.net/main/ 2013年6月19日検索)に組織図(日本語版)が掲載されている。
- 26) 2008年はトキが韓国に寄贈された年でもある。ウボはラムサール締約国会議の正式訪問地に選定されている。
- 27) 日本では、生物多様性を保つ場となる機能など、水田の多面的な価値を強調することは、農村整備に多額の税金を投入することを正当化する側面がある。一方、韓国では、日本同様の思惑に加え、それ以上に、この時期はセマングム開発への海外の環境団体や研究者等からの批判が強く、干潟等の沿岸湿地ではない湿地に目を向けさせる政治的な意味合いがあったと思われる。
- 28) 2012年2月13日の聞き取りによる。
- 29) 2010年8月4日の昌寧郡担当者からの聞き取りによる。
- 30) 2012年9月9日、国立湿地センターでの聞き取りによる。
- 31) 2010年8月4日に行った世津里長からの聞き取りによる。
- 32) 韓国では米の量を表す単位として40 kgを使うことが多い。200坪という面積の単位も1マジキと呼ばれるよく使われる単位である。
- 33) 2011年8月30日の世津里の大規模生産農家からの聞き取りによる。その制度では160 kgあたり10,000ウォン高く買い取ることになっているとのことなので、高く売れるというより補償されることと考える方が妥当であろう。
- 34) 全羅南道順天湾の例として浅野(2013a)を参照されたい。
- 35) 2010年8月4日の昌寧郡担当者からの聞き取りによる。
- 36) 2010年8月4日に行った世津里長からの聞き取りによる。
- 37) 日本のこれらの事例では、菊地(2006)の一連の研究でキーワードとされる「(コウノトリの)野生復帰は地域再生」という発想や、浅野・光武ほか(2012)で示した、蕪栗沼での農家の同意を得るための戦略としてのラムサール登録というように、住民の生活に配慮するとか、湿地や野鳥の保護が住民生活にメリットをもたらすことが強く意識さ

れている。

- 38) 昌寧郡のウェブサイトの2013年4月末現在人口([http://m.cng.go.kr/html/08\\_01.jsp](http://m.cng.go.kr/html/08_01.jsp) (2013年6月12日検索))による。
- 39) 職場が対象地区であったことなどから調査に協力してもらうことになった。
- 40) 調査の中で、(以前はできていたことを再度できるようにしたいという以外には)「こういうことをしたい」という発言は得られなかった。

## 文 献

- 浅野敏久 2013a. 韓国のラムサール条約湿地の観光化. 地理58(3): 12-18.
- 浅野敏久 2013b. 保護・活用対象としての「自然」と「文化的景観」. 岩本通弥編『世界遺産時代の民俗学』379-404. 風響社.
- 浅野敏久・金 科哲・伊藤達也・平井幸弘・香川雄一 2011. 韓国の干潟開発論争地の「その後」にみる「持続可能な開発」. 地理科学 66:183-202.
- 浅野敏久・林健児郎・謝 珏・趙 孫暁 2012. 日本におけるラムサール条約湿地の保全と活用. 環境科学研究(広島大学総合科学研究科紀要II) 7: 79-104.
- 浅野敏久・光武昌作・林健児郎・榎本隆明 2012. ラムサール条約湿地「蕪栗沼及び周辺水田」の保全と活用. 広島大学総合博物館研究報告4: 1-11.
- 岩本通弥 2013. 総説・世界遺産時代の日韓の民俗学. 岩本通弥編『世界遺産時代の民俗学』15-57. 風響社.
- 菊地直樹 2006. 『蘇るコウノトリ——野生復帰から地域再生へ』東京大学出版会.
- 丁 秀珍, 室井康成訳 2013. 韓国における文化財保護法の展開. 岩本通弥編『世界遺産時代の民俗学』87-109. 風響社.
- 朝格吉楽図・浅野敏久 2011. 屋久島のエコツーリズムをめぐる自然保護と観光利用の均衡. 日本研究(広島大学) 24: 21-44.
- 中村 淳 2013. 日本における文化財保護法の展開. 岩本通弥編『世界遺産時代の民俗学』61-85. 風響社.
- 中村玲子 2006. アジア湿地探訪——ラムサールCOP10に向けて始動を開始・韓国. *Green Power* 336: 16-18.
- Ramsar Convention Secretariat 2011. *The Ramsar Convention Manual*, 5ed. Gland, Switzerland: Ramsar Convention Secretariat.
- Roh Yong-Ho and Kim Sang-Ho 2005. Ecotourism of Upo wetland and perception of stakeholders. *Journal of the Environmental Sciences* (韓国環境科学会誌) 14(10): 897-904.

〈著者略歴〉

浅野 敏久 (あさの としひさ)

1963年 東京都生まれ。(株)三菱総合研究所勤務を経て、現在 広島大学大学院総合科学研究科准教授。博士(学術)。環境運動と地域との関わりについての研究、エコミュージアムやネイチャーゲームなどの活動を行っている。主な編著書『宍道湖・中海と霞ヶ浦』(2008年 古今書院)、『環境問題の現場から』(共編, 2003年 古今書院)、『自然の社会地理』(共編, 2013年 海青社)。

金 科哲 (きむ どうちゆる)

1964年 韓国・釜山生まれ。1992年の来日以降、国連地域開発センター(UNCRD)の研究員、東北大学理学研究科の助手、岡山大学環境学研究科准教授を経て、現在 岡山大学環境生命科学研究科教授。博士(地理学)。日本と韓国の過疎地域研究のほか、ベトナムの農村地域や環境問題に関する研究を行っている。主な著書『過疎政策と住民組織—日韓を比較して』(2003年 古今書院)。

平井 幸弘 (ひらい ゆきひろ)

1956年 長崎県生まれ。愛媛大学教育学部。専修大学文学部を経て、現在駒澤大学文学部教授。博士(理学)。国内の湖沼における自然再生に関する実践活動のほか、主に東南アジアのラグーンにおける海面上昇の影響評価と対応戦略についての研究を行っている。主な著書『湖の環境学』(1995年 古今書院)、『水辺の環境ガイド—歩く・読む・調べる—』(2005年 古今書院)、『温暖化と自然災害—世界の六つの現場から』(編著, 2009年 古今書院)。

香川 雄一 (かがわ ゆういち)

1970年 愛知県生まれ。複数の大学での非常勤講師を経て、現在 滋賀県立大学環境科学部准教授。博士(学術)。日本の工業都市における公害反対運動の歴史の変遷過程について研究してきた。現在は沿岸域における地域住民による環境変化への対応を調査している。主な共著書『空間の政治地理』(2005年 朝倉書店)、『身近な地域の環境学』(2010年 古今書院)、『大学的滋賀ガイド』(2011年 昭和堂)。

伊藤 達也 (いとう たつや)

1961年 愛知県生まれ。金城学院大学現代文化学部を経て、現在 法政大学文学部教授。博士(環境学)。これまで木曾川流域の水資源問題を主対象に研究と実践活動を続けてきた。現在、愛知県長良川河口堰最適運用検討委員会に利水チームリーダーとして参加している。主な著書『水資源開発の論理』(2005年 成文堂)、『木曾川水系の水資源問題』(2006年 成文堂)、『水資源計画の欺瞞』(2008年 ユニテ)。